

21教健第247号

平成21年6月8日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

平成21年度愛知県農薬危害防止運動の実施について (依頼)

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

このたび、広く県民の農薬に関する知識の向上を図り、農薬による危害を防止する目的で、別添の平成21年度愛知県農薬危害防止運動実施要領に基づき、平成21年6月1日から平成21年8月31日まで集中的に実施されます。

つきましては、別添のとおり各県立学校及び各市町村教育委員会へ通知しましたので、本運動の趣旨を御理解の上、学校に対する御指導及び御助言をお願いいたします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ(鈴木)

電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6965

(写)

21教健第247号
平成21年6月8日

各県立学校長殿

愛知県教育委員会教育長

平成21年度愛知県農薬危害防止運動の実施について（通知）

このことについて、広く県民の農薬に関する知識の向上を図り、農薬による危害を防止する目的で、別添の平成21年度愛知県農薬危害防止運動実施要領に基づき、平成21年6月1日から平成21年8月31日まで集中的に実施されます。

つきましては、本運動の趣旨を御理解の上、農薬による事故等の発生の防止に努めてください。

なお、学校において衛生害虫等の駆除を行う場合は、平成20年3月11日付け19教健第842号通知「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの策定について」に基づき、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で行うとともに、やむを得ず農薬を使用する場合にあっては下記に留意してください。

記

- 1 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- 2 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- 3 農薬の使用にあたっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、農林水産事務所等に相談すること。
- 4 農薬を散布するときは、散布前に児童生徒、保護者及び周辺住民に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、児童生徒や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、周辺住民、通行人等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- 5 校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。

担 当 健康学習課保健・給食グループ(鈴木)
電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6965

(写)

21教健第247号
平成21年6月8日

各教育事務所長・支所長
豊橋市立豊橋高等学校長 殿
豊田市立豊田養護学校長

愛知県教育委員会教育長

平成21年度愛知県農薬危害防止運動の実施について（通知）

このことについて、広く県民の農薬に関する知識の向上を図り、農薬による危害を防止する目的で、別添の平成21年度愛知県農薬危害防止運動実施要領に基づき、平成21年6月1日から平成21年8月31日まで集中的に実施されます。

つきましては、本運動の趣旨を御理解の上、農薬による事故等の発生の防止に努めてください。

なお、学校において衛生害虫等の駆除を行う場合は、平成19年2月16日付け18教健第686号通知「住宅地等における農薬使用について」に基づき、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で行うとともに、やむを得ず農薬を使用する場合にあっては下記に留意してください。

なお、各教育事務所・支所にあっては、管内の市町村教育委員会へ周知及び指導をお願いします。

記

- 1 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- 2 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- 3 農薬の使用にあたっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、農林水産事務所等に相談すること。
- 4 農薬を散布するときは、散布前に児童生徒、保護者及び周辺住民に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、児童生徒や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、周辺住民、通行人等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- 5 校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。

担 当 健康学習課保健・給食グループ(鈴木)
電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6965

21農経第303-1号

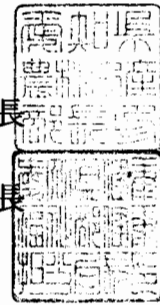
21医安第446号

平成21年6月1日

愛知県教育委員会教育長殿

愛知県農林水産部長

愛知県健康福祉部健康担当局長



平成21年度愛知県農薬危害防止運動の実施について（通知）

このことについて、広く県民の農薬に関する知識の向上を図り、農薬による危害を防止する目的で、別添の平成21年度愛知県農薬危害防止運動実施要領に基づき、平成21年6月1日から平成21年8月31日まで集中的に実施します。

つきましては、この運動の趣旨を御了承の上、特に学童等に対し下記の事項について御指導ください。

記

- 1 農薬は毒性が強いものがあるので、薬剤（液）や空容器に触れないこと。
- 2 農薬散布中又は散布直後の田畑、樹木等には近寄らないこと。

担 当 農業経営課環境・植防グループ
管理・肥料農薬取締グループ
電 話 052-954-6411(ダイヤル)
担 当 医薬安全課毒劇物・麻薬・血液グループ
電 話 052-954-6305(ダイヤル)



平成21年度愛知県農業危害防止運動実施要領

第1 目的

農業取締法（昭和23年法律第82号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の規制を受ける農業の安全かつ適正な販売・使用の確保及び保管管理の徹底については、農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

しかしながら、依然として農業の使用や保管管理について不適正な事例が見られる状況にある。さらに、最近では農業の散布地域周辺の住民等の健康への影響について一層の配慮が求められていることに加え、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農業等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が施行され、引き続き農業の一層の適正使用、農業の飛散防止低減対策及びポジティブリスト制度の周知、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農業の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農業の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農業による事故等の発生を極力防止することを目的として、農業危害防止運動を実施する。

第2 集中実施期間

平成21年6月1日から平成21年8月31日まで

第3 実施機関

主催 愛知県

協賛 社団法人愛知県医師会
社団法人愛知県薬剤師会
愛知県農業協同組合
社団法人愛知県薬種商協会
社団法人愛知県植物防疫協会
愛知県農業卸商業協同組合
愛知県農業販売業者協会
全国肥料商連合会愛知県部会
社団法人愛知県造園建設業協会
愛知県ゴルフ連盟
中部ゴルフショートコース連盟
愛知県農業機械商業協同組合
愛知県農業協同組合中央会
愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県厚生農業協同組合連合会
愛知県信用農業協同組合連合会
愛知県農業共済組合連合会
農業工業会中部支部愛知県担会
愛知県種苗協同組合
愛知県酪農農業協同組合
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
愛知県畜産養鶏農業協同組合連合会

第4 重点事項

1 飛散防止に これまで以上に留意し 農業の適正使用に努めましょう

2 無登録農薬は使用しない!

3 盗難防止の徹底を 毒物、劇物の譲渡にあたっては身元確認を

第5 実施事項

県農林水産部、県健康福祉部、協賛各機関及び団体は、別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図るとともに、次の事項を実施する。

1 県農林水産部の実施事項

(1) 農薬適正販売・使用対策推進会議の開催

関係機関及び関係団体との連携を強化するとともに、農薬の適正な販売・使用に関する推進方策を協議、決定する。

(2) 農薬安全使用の啓発

農薬安全使用啓発用のポスター、ちらし等を購入、作成し、関係者の協力のもとに関係法令等の趣旨の周知徹底を図る。

(3) 広報機関等による啓発

市町村広報紙等を利用し、地域の実情に応じた農薬危害防止広報活動を行う。

(4) 講習会等の開催

ア 農業経営課等は、関係機関及び関係団体と連携し、市町村職員、農協職員、農業関係指導者、農薬販売者及び農薬使用者を対象とし、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の方法、農薬の飛散防止低減対策、中毒事故発生例、農薬による危害防止対策、ポジティブリスト制度の趣旨・内容及びその対策等について講習会を開催する（6月以降適宜実施）。

イ 農業経営課及び農林水産事務所農業改良普及課は、農業者等の会合を利用し、地域の実情に応じて農薬使用基準の遵守及び各種農薬危害防止対策についての講習会を行う（年間を通じて行うが、6～8月に重点を置く）。

(5) 指導取締等の実施

農業経営課、農林水産事務所農政課は、農薬販売者及び農薬使用者に対して指導取締を実施する（年間を通じて実施）。

立入検査は、第4の重点事項を踏まえ計画的に実施する。特に、農薬販売者へは、農薬でない除草剤の広告(ちらし)及び販売の際の商品の陳列等に当たっては、農薬でない除草剤が、農耕地に使用されることのないように明確に区別するよう指導を徹底する。

(6) 農薬中毒事故等の把握

農業経営課は、関係機関（農林水産事務所、農業大学校、農業総合試験場）及び健康福祉部と連携し、農薬中毒事故及び農作物、水産動植物等に対する被害の把握に努める。

2 県健康福祉部の実施事項

(1) 広報機関等による啓発

保健所広報紙等を利用し、地域の実情に応じた農薬危害防止広報活動を行う。

(2) 講習会等の開催及び協力

保健所で開催される会合等を利用し、農薬危害防止の講習を行うとともに、県農林水産部関係機関主催の講習会に積極的に協力する。

(3) 医療機関との連携

ア 中毒患者の措置体制

農薬による中毒は、一般にその経過が急激であることから危害発生の際は速やかに医師の適切な処置を受けなければならないので、関係医療機関との連携を密にし、その応急処置体制を万全にする。

イ 中毒事故の把握

農薬の使用に伴う危害防止を図るためには、農薬による危害の発生の実態を常時、的確に把握して、その原因を究明し、危害の再発防止に活用する必要があるので、医療機関等との連絡を密にし、事故の把握に努める。このことについては、運動期間中に限らず年間を通して行う。

(4) 農薬（毒物劇物）の取扱者に対する指導

毒物劇物販売業者等に対して立入検査を実施し、農薬（毒物劇物）の販売、保管管理、廃棄等に関し、その適切な取扱いについて指導する。

なお、立入検査は、第4の重点事項を踏まえ、計画的に実施するものとする。

3 協賛各機関及び団体の実施事項

(1) 医療機関の実施事項

農薬中毒患者を診療した場合は、薬物中毒患者発生届（別添1）及び転帰届出（別添2）にて、速やかに所轄保健所へ届け出る。

(2) 関係団体の実施事項

団体の実情に応じて、以下の事項を重点的に協力、実施し、この運動が十分な効果をあげるよう配慮する。

ア 農薬安全使用の啓発

啓発用のポスター及びちらしを関係者へ配布し、この運動が十分な効果をあげるよう協力する。

イ 広報機関等による啓発

広報紙等を利用した団体の実情に応じた危害防止のための広報活動を行う。

ウ 講習会の参加及び開催

県が開催する講習会に参加するとともに、研修会等を開催し、構成員に対し、農薬の取扱い等の危害防止のための啓発指導を行う。

第6 農薬使用者等への指導事項

次の事項の徹底を、別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」及び別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」と併せて指導する。

1 農薬を使用する者が遵守すべき基準（平成15年農林水産省令・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）の遵守

- (1) 農薬を使用するときは、農薬の容器等に表示されている事項を遵守すること。
- (2) 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないこと。
- (3) ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果を謳った、又は病害虫の抑制効果を示す資材が販売及び使用されている事例が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、使用しないよう指導する。
- (4) 農薬使用者に対し、次の事項について周知及び指導する。

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬の飛散が、周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

イ 公園等一般場面

学校、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用する場合には、農薬の選択、使用方法の検討、事前通知の実施等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

（「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知参照）

- (5) 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に掲げる事項を周知徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導する。特に、①育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施すること、②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること、③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。
- (6) 土壌において被覆を要する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 農薬の使用状況等が把握できるよう、次の事項について帳簿に記載するとともに、農薬の保管状況、使い残しの農薬及び空容器の処理状況、使用器具の管理状況等、万が一事故が発生したときの状況等を作業日誌等に記録すること。

ア 農薬を使用した年月日

- イ 農薬を使用した場所
- ウ 農薬を使用した農作物等
- エ 使用した農薬の種類又は名称
- オ 使用した農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数

- (8) 航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとする者は、農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）における、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じること。
- (9) 農林水産航空事業の実施主体に対して、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、毒性の強い農薬等は極力使用しないこととし、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し危害防止に万全を期すことを徹底するよう指導する。
- (10) 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意するよう指導する。（「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）参照。）
- (11) 公園、森林等における農林水産航空事業の実施主体及び無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、関係法令及び実施基準等を遵守し、事前通知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。
- (12) 農薬使用者等に対し、現地混用に関する注意事項等の情報提供に努めるとともに、当該注意事項の遵守について指導の徹底を図る。
- (13) 農薬使用者等に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意するよう指導する。
- (14) 農薬使用者等に対し、次の事項について周知及び指導の徹底を図る。
- ア 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）に基づき、指定種苗については種苗生産段階において使用された農薬の有効成分及び使用回数が表示されることとなるとともに、当該種苗を用いて農産物を生産する場合には、農薬のラベルに表示されている有効成分の総使用回数から当該種苗に表示されている使用回数を引いた回数を超えて農薬を使用してはならないとされること。
 - イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること。
 - ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散することを考慮して、それぞれの収穫時期を確認したうえ、農薬の選択や使用方法に十分注意すること。
- (15) 農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。

- (16) 使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、適正に処理するよう指導する。
- (17) 農薬取締法第9条第2項及び第11条で販売及び使用が禁止されている農薬（有機水銀剤、パラチオン剤等）が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。
- (18) 農業者が、農薬使用について、愛知県農産物環境安全推進マニュアルと組み合わせ、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

2 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

- (1) 農薬販売者等を対象に関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし、相互の情報の共有化を図る。

- (2) 農薬販売者の届出を行っていない者がインターネットオークション上で農薬を販売する事例があり、農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられていることから、当該届出を行うことなく、農薬をインターネット等を利用して販売しないこと。
- (3) メソミル（従来劇物だったもの。ただし、メソミル45%以下を含有する製剤を除く）が毒物に、メタアルデヒド（従来毒劇物ではなかったもの。ただし、メタアルデヒド10%以下を含有する製剤を除く。）が劇物に指定されたため、これらを含有する農薬の販売に当たっては十分注意するよう指導する。

4 環境への危害防止対策

- (1) 昨今、減少が問題とされているみつばちについては、その原因は特定されていないものの、農薬も原因の一つであると考えられることを考慮し、養ほう関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組みを強化するよう指導する。（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興

課長通知) 参照)。

- (2) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等が実施する水質検査結果の活用等関係機関との連携を図る。
- (3) 土壌くん蒸剤の臭化メチルについては、不可欠用途として使用する時においては、その使用量及び排出量の削減並びに代替薬剤や代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

また、環境及び衛生関係当局から、井戸水より高濃度の農薬が検出されたという情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努める等、関係機関が連携して対処する。

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、高齢者、子供等が誤飲する状況にあったこと。
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は夜更かししたこと。
- (3) 病後、睡眠不足時等体調の万全でない状態で散布作業に従事したこと。
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事したこと。
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事したこと。
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、農薬に暴露したこと。
- (7) 散布途中で喫煙したこと又は散布後農薬が付着した手で食事をしたこと。
- (8) 防除機等の点検不備により薬液を浴びたこと。
- (9) 周辺に歩行者がいることを十分確認せず散布したこと。
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかったこと。
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等農薬を不適正な方法で使用したこと。

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒又は夜更かしをしないこと。
- (4) 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しないこと。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談すること。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
- (8) 風下からの散布、水稲の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てるなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、歩行者、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- (10) ミツバチに被害を及ぼさないよう、農薬を散布するときは養ほう家と緊密な連携を行い、事前に農薬使用の情報提供を行う等対策を講ずること。
- (11) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行うこと。
- (12) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。
- (13) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守すること。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うこと。
- (14) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する

こと。

- (15) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受けること。
- (16) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替えること。
- (17) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- (18) 毒劇物たる農薬については、毒劇及び劇物取締法上の登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与しないこと。
- (19) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分（特にマンゼブやTPN）を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分（特にマンゼブやTPN）を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

- (1) 当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の情報が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、購入者以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝えること。
- (2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄は、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人等に伝えること。
- (3) 毒劇物たる農薬は毒劇物の指定がない農薬と分け、適正な保管管理（施錠管理）を行うよう譲受人等に伝えること。
- (4) 毒劇法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うこと。
- (5) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないこと。

薬物中毒患者発生届

平成 年 月 日

愛知県知事殿

医師住所

氏 名

印

下記のとおりお届けします。

患 者	住 所			
	氏 名		職 業	
	生年月日	年 月 日生		
中 毒 の 日 時				
中 毒 の 場 所				
原 因 模 様 (症 状 な ど)				
品名及び量				
購 入 先 及 び 方 法				
患 者 処 置				
その他の参考事項				

薬物中毒転帰届

平成 年 月 日

愛知県知事殿

医師住所

氏 名

印

下記のとおりお届けします。

患 者	住 所			
	氏 名		職 業	
	生年月日	年 月 日生		
転 帰 の 日 時				
転 帰 の 場 所				
転 帰 の 経 過				
その他の参考事項				